

# 埼玉県地域防災計画の修正について

## 1. 計画の概要

### (1) 策定根拠

- ◆埼玉県防災会議は、埼玉県地域防災計画を作成し、その実施を推進  
(災害対策基本法第14条第2項)
- ◆埼玉県防災会議は、防災基本計画に基づき、毎年埼玉県地域防災計画に検討を加え、必要と認めるとき修正  
(同法第40条第1項)
- ◆作成又は修正を行った際は、速やかに国に報告するとともに、その要旨を公表  
(同法第40条第4項)

### (2) 計画の構成

- 第1編 総則
- 第2編 震災対策編
- 第3編 風水害対策編
- 第4編 複合災害対策編
- 第5編 広域応援編
- 第6編 事故災害対策編

### (3) 前回の修正内容（令和5年3月修正）

- ◆防災基本計画の修正を踏まえた修正
  - ・盛土による災害の防止に向けた修正
  - ・安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
  - ・適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令 等
- ◆県の施策等を踏まえた修正
  - ・安否不明者の氏名等公表
  - ・災害対策本部設置基準の見直し
  - ・防災道の駅の活用 等

## 2. 主な修正

### (1) 防災基本計画の修正を踏まえた主な修正

#### 地震に関する情報の伝達

- 県民に伝達する地震に関する情報に以下のものを追加する。
- ・北海道・三陸沖後発地震注意情報  
日本海溝・千島海溝沿いで地震が発生し、さらに後発地震が発生する可能性が高まった場合に、気象庁から発信される情報。
- ・長周期地震動階級  
高層ビル内における地震時の人の行動の困難さや、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から4つの段階に区分した揺れの大きさの指標。

### (2) 県の施策等を踏まえた主な修正

#### 埼玉版FEMAの推進

- ・県が調整・連結機能を発揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有することで、機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る「埼玉版FEMA」を計画全体に位置付ける。
- ・図上訓練の実施結果を踏まえ、災害ごとに役割分担を明示する。

## 3. 今後の予定

- 令和6年1～2月：県民コメント実施
- 3月：埼玉県防災会議 →計画修正の承認